

4 長薬発第 466 号
令和 4 年 8 月 2 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナワクチン 4 回目接種の対象者拡大に伴う周知について（補足）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部ワクチン接種体制整備室から別添のとおり通知がありました。

先般、令和 4 年 8 月 1 日付 4 長薬発第 454 号で新型コロナワクチン 4 回目接種の対象者拡大に伴う周知について通知したところですが、今般、厚生労働省の「4 回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報 Q & A（7 月 28 日時点）」において、対象者の定義等に関して新たな回答が示されたことを受け、対象者の判断に当たっての参考としていただくため、先般通知について補足がされました。（補足内容は、別添通知参照）

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

事務連絡

令和4年（2022年）8月1日

一般社団法人長野県薬剤師会 御担当者 様

長野県健康福祉部
ワクチン接種体制整備室

新型コロナワクチン4回目接種の対象者拡大に伴う周知について（補足）

標記の件につきましては、令和4年7月28日付けで御依頼申し上げたところです。

今般、厚生労働省の「4回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報Q&A（7月28日時点）」において、対象者の定義等に関して新たな回答が示されました。

つきましては、対象者の判断に当たっての参考としていただくため、同通知について下記のとおり補足しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

また、本補足内容の周知についてもご配慮くださるようあわせてお願いいたします。

記

1 補足事項

「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」の判断に当たっては、以下の事項を参考としてください。（ご不明な点がございましたら当室までお問い合わせください。）

(1) 医療従事者等に含まれる範囲について

令和4年7月28日付け依頼文 別添1「医療従事者等の詳細な範囲」では、一律“新型コロナウイルス感染症患者との接触が頻繁であること”が要件とされていますが、本補足通知 別紙1「速報Q&A」中「2）医療従事者等に含まれる範囲」に記載のとおり、この要件を満たさなくても「重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者」であれば対象となります。

(2) 高齢者施設等に含まれる範囲について

本補足通知 別紙1「速報Q&A」中「2）医療従事者等に含まれる範囲」に記載のとおり「高齢者施設等」には、高齢者等が入所・居住する施設に該当しない場合でも、「重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者」であれば対象となります。

また、本補足通知 別紙1「速報Q&A」中「3）高齢者施設等に含まれる範囲」に記載のとおり 上記に該当する場合、高齢者等が入所する施設に限りません。

（例：児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス提供施設の従事者も対象）

(3) 「重症化リスクが高い者」について

上記「重症化リスクが高い者」とは次の者です。

- ①60歳以上の者、②基礎疾患を有する者、③重症化リスクが高いと医師が認める者
(別紙2を参照)

2 参考資料

- ・別紙1 厚生労働省「4回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報Q&A
(7月28日時点)について」抜粋
- ・別紙2 厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」ホームページ抜粋
- ・別紙3 令和4年7月28日付け「新型コロナワクチン4回目接種の対象者拡大に伴う周知について(依頼)」(写)

長野県健康福祉部感染症対策課ワクチン接種体制整備室
(室長) 田中 英児 (担当) 中野 駿
電話 026-235-7353 (内線) 4172
Eメール corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

「4回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報Q&A（7月28日時点）について」抜粋

問合せ概要	回 答
1) 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の定義について	
医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の定義における”重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する”の”重症化リスクが高い”とは、①60歳以上の者又は②自治体向け手引き第2章2(2)ア表1の3に列記される基礎疾患を有する者との理解で良いか。	お見込みのとおりです。 また、重症化リスクが高いと医師が認める者も含まれます。
2) 医療従事者等に含まれる範囲	
自治体向け手引き第2章2(2)イの表2の「医療従事者等」には、一律”新型コロナウイルス感染症患者との接触が頻繁であること”が要件として課されているが、今回の4回目接種対象者拡大は、当該要件を満たさない場合であっても、重症化リスクの高い多くの者に対してサービスを提供する従事者であれば対象になるのか。	重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者等であれば対象になると考えます。
3) 高齢者施設等に含まれる範囲	
自治体向け手引き第2章2(2)ウの表3の「高齢者施設等」には、”高齢者等が入所・居住するもの”が要件として課されているが、今回の4回目接種対象者拡大は、当該要件を満たさない場合であっても、重症化リスクの高い多くの者に対してサービスを提供する従事者であれば対象になるのか。例えば、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスを提供する従事者も対象に含まれるのか。	重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者であれば対象になると考えます。

(別紙2)

厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」ホームページ抜粋

基礎疾患を有する者

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・ 慢性の呼吸器の病気
- ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・ 慢性の腎臓病
- ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）

(※) 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する者に該当する。

2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方



4感ワ号外
令和4年（2022年）7月28日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長

新型コロナワクチン4回目接種の対象者拡大に伴う周知について（依頼）

日頃から、県の健康福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般新型コロナワクチン4回目接種の対象者が拡大され、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者についても接種対象となりました。

つきましては、下記についてご承知いただくとともに、接種を希望する対象者が接種機会を逃すことのないよう、貴会会員への周知にご協力をお願いします。

なお、別添4のとおり県接種会場でも接種機会を提供していますので、多くの方にご活用いただけますよう、併せて周知をお願いします。

記

1 拡大された対象者

医療従事者等^{※1}及び高齢者施設等^{※2}の従事者【努力義務適用外】

※1 別添1「医療従事者等の詳細な範囲」に記載の薬剤師、救急隊員等、保健所職員等を含む

※2 別添2「高齢者施設等の範囲」に記載する施設及び別添3「居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者」で利用者に直接接する職員

なお、別添1、2、3に記載された範囲に含まれない施設、サービスについても、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者は対象となります。

2 拡大された理由

① 重症化リスクの高い方が多数集まる医療機関・高齢者施設等において従事者を通じた集団感染が発生し、多数の重症者が発生することが懸念されるため

② 医療提供体制に影響が生じることが懸念されるため

※ ワクチンの感染予防効果は限定的とのエビデンスに特段変わりはない

3 その他

接種券の発行方法については、所在する市町村又は対象者が居住する市町村へお問い合わせください。

長野県健康福祉部感染症対策課ワクチン接種体制整備室
(室長) 田中 英児 (担当) 中野 駿
電話 026-235-7353
Eメール corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp